資料４

練馬区第５次一般廃棄物処理基本計画　素案（案）概要版

令和８年（2026 年）12 月　練馬区

第1章　計画策定について

１　はじめに

区は、平成 29 年３月に、平成 29 年度から令和８年度までの 10 年間を計画期間とする練馬区第４次一般廃棄物処理基本計画（以下「第４次一廃計画」という。）を策定し、みどりあふれる循環型都市をめざして、区民・事業者と連携しながらごみの減量とリサイクルの推進に取り組んできました。

第４次一廃計画の計画期間が令和８年度で終了することから、国等の動向を踏まえ、更なるごみの減量とリサイクルを推進するため、練馬区第５次一般廃棄物処理基本計画（以下「第５次一廃計画」という。）を策定します。

２　計画の位置付け

第５次一廃計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条の規定に基づき策定するものです。また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づく「練馬区食品ロス削減推進計画」を包含します。

３　計画期間

計画期間は、令和９年度から令和 18 年度までの 10 年間とします。また、おおむね５年ごと、あるいは法制度や社会状況など諸条件に大きな変更があった場合には計画を改定します。

４　対象地域・対象廃棄物

対象地域は練馬区全域とします。対象廃棄物は区内で排出される一般廃棄物で、産業廃棄物は除きます。

５　計画の評価・点検方法

第５次一廃計画における取組の進捗状況を毎年度評価･点検します。改定にあたっては、実態調査・分析を行い、これまでの取組を評価した上で、改定計画に反映させます。

第2章　練馬区を取り巻く現状

1　国の動向

国においては、循環型社会の形成に向け以下のような法制度を整備しています。

- 食品ロス削減推進法（令和元年５月制定）
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年６月制定）
- 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和６年５月制定）
- 廃棄物処理法の改正（令和８年９月改正）

また、令和６年８月に循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画を策定し、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を強く打ち出しました。

2　東京都の動向

東京都は、令和 8 年 3 月に策定した廃棄物分野における個別計画である東京都資源循環・廃棄物処理計画において、2035 年度に食品ロス発生量を 2000 年度比 65%削減、家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量を 2017 年度比 50%削減などの目標を掲げ、資源ロス削減と循環利用の強化・徹底など主要施策の方向性を示しています。

3　23 区の動向

23 区は、ごみ減量施策を各区が担い、ごみの中間処理を共同で東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）が行っています。清掃一組は令和８年７月に清掃工場等の施設整備計画を含む、一般廃棄物処理基本計画（第６次）（以下「清掃一組一廃計画」という。）を策定しました。

清掃一組一廃計画の検討にあたっては、23 区のごみ量について、1 人あたりの排出量は減少傾向にあるものの、人口増に伴う総排出量の増加が見込まれることや、今後、清掃工場建替え時期が集中することから、全量焼却体制を維持するため、現在使用していない灰溶融炉を焼却炉として置き換え可能な５工場における焼却能力拡大を中心に、23 区として議論を進めてきました。

また、施設整備費の高騰への対応や更なるごみ減量施策の必要性から、23 区一斉開始を想定する３つの施策（①資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制、②廃棄物処理手数料の増額、③家庭ごみの有料化）について検討を進め、①及び②については、ロードマップを策定して着実に進めることとし、③については、引き続き、実現に向けた検討を進めることを確認しました。

23 区では、各区が進めるごみ減量施策に加え、23 区一斉に開始を想定するごみ減量施策について協力して取り組んでいきます。

第3章　第４次一廃計画の進捗状況

第４次一廃計画では、「区民１人１日あたりのごみ収集量」及び「リサイクル率」を指標として令和８年度目標を設定しました。

「区民１人１日あたりのごみ収集量」は令和５年度に区民・事業者によるごみ減量の取組等により、前倒しで達成しました。「リサイクル率」は資源回収量の５割以上を占める古紙全体の回収量が減少傾向にあるため、未達成となっています。

図表 １　第４次一廃計画の指標の進捗状況

指標	令和８年度 目標	令和７年度 実績	達成状況
区民１人１日あたりのごみ収集量	443g/人日以下	419g/人日	達成
リサイクル率	25.2%以上	24.5%	未達成

図表 ２　指標「区民１人１日あたりのごみ収集量」の状況

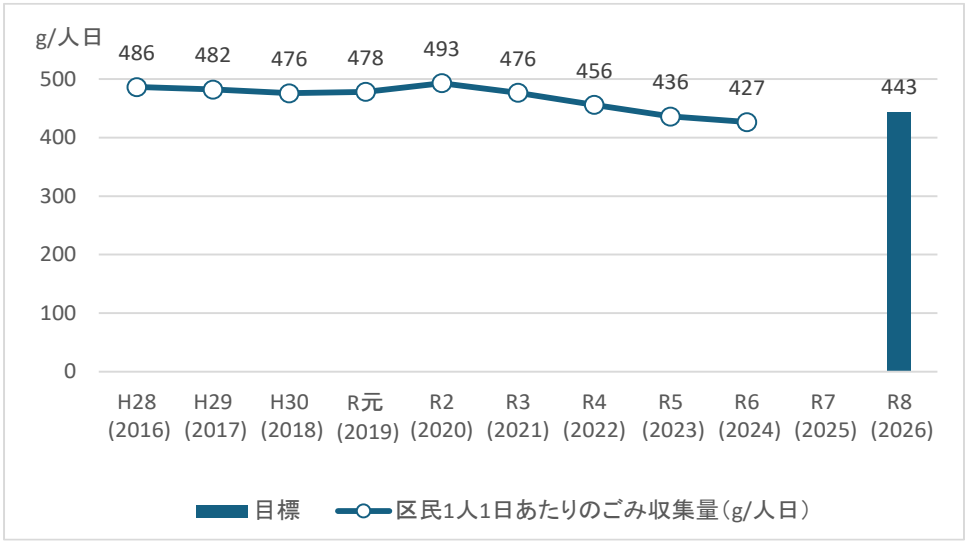

図表 ３　指標「リサイクル率」の達成状況

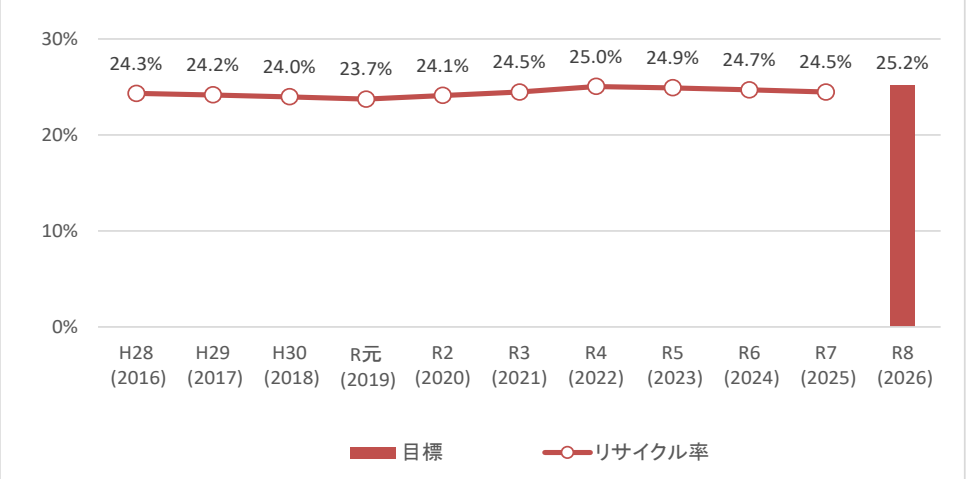

第4章　取り組むべき主な課題

１　食品ロスの削減

「令和 7 年度練馬区一般廃棄物に関する調査（以下「令和 7 年度基礎調査」という。）」等から、令和 7 年度の家庭系の食品ロス発生量は約 8,000t、事業系の食品ロス発生量は約 5,100t と推計されます。

冷蔵庫内の食材の適切な管理や、食材を使いきる、食べきるなど、食品ロス削減に向け、区民の行動変容につながる普及啓発に取り組むとともに、食品を取り扱う事業所を中心に事業所内での食品ロスの実態把握や削減に向けた取組を促進することが重要です。

２　分別の徹底

ごみの中には、分別することで資源化できるものが依然として多く含まれています。雑がみなど資源・ごみの分別の徹底に加え、繊維類やびん・缶の回収方法等について、区民の利便性を高める取組を検討する必要があります。

３　新たな品目の資源化

令和 7 年度基礎調査によると、可燃ごみの中には生ごみ（33.8%）や木草類（10.3%）といった品目が多く含まれており、これらの資源化は大きなごみの減量に繋がる可能性があります。

ただし、こうした品目の資源化は他の自治体において取組が進められていますが、区の人口は 75 万人を超え 23 区で 2 番目に多いため、多量に発生する資源を安定的に受け入れられる、資源化ルートの確保が大きな課題となります。あわせて効率的な回収体制の構築も不可欠です。事業者と協力しながら、新たな品目の資源化を検討する必要があります。

４　事業系ごみの減量・適正処理

令和 7 年度基礎調査では、約２割の事業者が事業系有料ごみ処理券を貼付せずに区のごみ収集に出しているという結果でした。区の収集を利用する事業者に対して、引き続き資源・ごみの分別の徹底や有料ごみ処理券の貼付など、排出ルールの遵守を促していく必要があります。

一般廃棄物処理業の許可業者への委託等により清掃工場等にごみを搬入している事業所に対しても、中間処理を行っている清掃一組と連携し、古紙などの資源物を清掃工場等に持ち込まないよう、指導を徹底していく必要があります。

第5章　基本理念と基本方針

1　基本理念・基本方針

基本理念　みどりあふれる循環型都市をめざして

基本方針Ⅰ　リデュース・リユースの推進

食品ロスを含む生ごみの削減、不用家具等の再使用など、区民・事業者等と連携しながら、３Ｒの中で優先すべきリデュース・リユースを推進します。

基本方針Ⅱ　リサイクルの推進

集団回収など、区民・事業者が主体となって進めるリサイクルを促進するとともに、資源回収体制の充実や新たな品目の資源化の検討を進め、リサイクルを推進します。

基本方針Ⅲ　適正処理の推進

資源・ごみの適正な分別や、事業系ごみ等の適正排出を促進するとともに、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、適正処理を推進します。

基本方針Ⅳ　情報発信の充実・協働の推進

AI（人工知能）を活用した情報発信ツールの導入など、情報発信の充実を図るとともに、集団回収の促進、環境に配慮した取組を行う事業者の紹介などを通じて、区民・事業者との協働を推進します。

2　計画指標と目標値

計画指標	目標値	令和７年度実績	令和７年度比
1　区民１人１日あたりのごみ量 **重点指標**	377g/人日 （令和 18 年度時点）	419g/人日	42g/人日削減 （10.0%削減）
2　焼却ごみ量	132,201t （令和 12 年度時点）	134,541t	2,340t 削減 （1.7%削減）
3　食品ロス削減に取り組む区民の割合	増加させる （令和 18 年度時点）	88.9%	増加させる
4　リサイクル率	25.2% （令和 18 年度時点）	24.5%	0.7 ポイント増加

第6章　施策と取組

基本方針Ⅰ　リデュース・リユースの推進		
施策１　食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）		
1	食品ロスの発生抑制 重点取組	飲食店と連携した食べ残し等の削減や区民への普及啓発に取り組み、食品ロスの発生を抑制します。
2	未利用食品の有効活用	未利用食品の有効活用を推奨することで、まだ食べられる食品の廃棄の削減に取り組みます。
施策２　ごみの発生抑制		
3	生ごみの発生抑制・資源化	区民モニターによる生ごみ消滅型容器の効果検証や「３キリ運動」を推進し、生ごみの減量・資源化を促進します。
4	プラスチックの削減促進	区の率先行動、区民の周知、事業者との連携などにより、プラスチックの削減や資源化に取り組みます。
5	区立施設でのごみの発生抑制	区の率先的な取組として、区立施設におけるごみの発生抑制を推進します。
施策３　再使用の推進		
6	不用家具等の再使用	不用となった家具や家電等の再使用に向けた取組を充実し、リユースを推進します。

基本方針Ⅱ　リサイクルの推進		
施策４　区民が進める資源回収の促進		
7	集団回収事業の促進	町会・自治会、マンション管理組合など、地域団体が実施する集団回収活動を支援し、参加の促進を図ります。
施策５　事業者が進める資源回収の促進		
8	事業系ごみの資源化の促進	事業者への啓発等を通じて、事業系ごみの資源化促進を図ります。
9	事業者による資源循環の促進	事業者に対して、自主回収や店頭回収を働きかけ、製品回収、資源化の取組を促進します。
施策６　区が進める資源回収の推進		
10	資源回収体制の充実	資源の回収方法を見直し、区民の利便性の向上を図ります。
11	新たな品目の資源化の検討　重点取組	国・都の動向や先進事例に注視しつつ新たな品目の資源化を検討し、可能な品目から順次資源化します。

基本方針Ⅲ　適正処理の推進		
施策７　排出ルールの徹底		
12	古紙・プラスチックなど資源・ごみ分別の徹底　重点取組	AI を活用した情報発信ツールの導入や様々な媒体を通じた周知啓発を行い、資源・ごみの分別・適正排出を促進するとともに 23 区で一斉開始を想定する３つの施策について、23 区で連携して取組を進めます。
13	不法行為の抑制	関係機関と連携して監視体制を強化し、不法投棄や資源の持ち去りを抑制します。
施策８　事業者の自己処理責任の徹底		
14	持込による事業系ごみ排出事業者に対する指導	清掃工場への事業系古紙の搬入規制を見据え、排出事業者に対し、ごみの減量と適正排出について働きかけます。
15	区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導　重点取組	区収集を利用して事業系ごみを排出している事業所に対し、ごみの減量と排出ルールの遵守について指導します。
施策９　資源・ごみの収集・運搬と適正処理・処分		
16	安定的・効率的な収集・運搬体制と適正処理体制の確保	DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や民間事業者等との連携により、資源・ごみの安定的・効率的な収集・運搬体制と、資源が適正に処理される体制を確保します。
17	災害時に発生する廃棄物の処理の実効性向上　重点取組	練馬区災害廃棄物処理計画に基づき、23 区・都・事業者との連携や区民への周知を通じて、災害時の廃棄物処理体制を強化します。

基本方針Ⅳ　情報発信の充実・協働の推進		
施策 10　普及啓発・環境学習の推進		
18	広報・PR 活動、環境学習の充実	資源循環への理解を広げるため、多様な媒体を活用した情報発信と環境学習の機会を提供します。
施策 11　区民・事業者との協働		
19	区民・事業者との協働	リユースやリサイクル活動を実施する区民団体等への支援を継続し、区民との協働を推進します。
20	事業者との協働の推進	事業者自ら取り組むごみの減量や資源循環活動を支援し、事業者との協働を推進します。

第7章　生活排水処理基本計画

生活排水処理の範囲及び基本方針

〇生活排水（し尿や生活雑排水など）は、公共下水道による処理を基本とします。

収集・運搬体制

〇くみ取りし尿のみ区が収集・運搬し、その他の浄化槽汚泥などについては、汚泥の収集・運搬業の許可業者に委託します。

処分体制

〇くみ取りし尿の処理は、清掃一組の処理施設に搬入して行います。その他の浄化槽汚泥などの処理は、清掃一組の処理施設又はし尿処分業の許可業者の処理施設で行います。

コラム：“最後”の埋立処分場とごみ減量

練馬区をはじめとする東京23区から出されたごみは、中間処理後、最終的に東京港にある都の管理する埋立処分場へ運ばれ、埋め立てられています。

東京 23 区のごみの最終処分場として、1977年から埋立てが始まったのが「中央防波堤外側埋立処分場」です。その後、1998 年には、新たに整備された「新海面処分場」で焼却灰の埋立てが始まりました。

新海面処分場は東京港につくることができる最後の埋立処分場とされています。

この大切な処分場を一日でも長く使い続けるためには、私たち一人ひとりの行動が重要です。まず、必要以上にものを買わない、食品を無駄にしないなど、ごみそのものをできるだけ出さないこと。そして、使えるものは繰り返し使い、資源になるものはきちんと分別してリサイクルすることが大切です。

埋立処分場航空写真

練馬区第５次一般廃棄物処理基本計画　素案（案）概要版

令和８年 12 月発行

編集・発行　練馬区環境部清掃リサイクル課

〒176-8501　練馬区豊玉北６丁目 12 番１号

電話番号　03－5984－1095（直通）